

2020年3月27日

委託者および受益者 各位

沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
株式会社 沖縄銀行
取締役頭取 山城 正保
電話番号(代表) 098-867-2141

指定金銭信託約款変更に関する公告

このたび、弊行では、「指定金銭信託」の約款を2020年3月18日付沖縄総合事務局長認可に基づき、2020年4月28日より、次の通り変更いたします。

つきましては、信託約款の変更の内容及び変更について異議のある委託者および受益者は2020年4月27日までに、弊行総合企画部までお申し出ください。

1. 約款の変更理由

- (1) 2020年4月1日施行の改正民法に対応するため(第23条)
- (2) 反社会的勢力(共生者)の排除を行うため(第10条、第11条1項2号、第12条4項)
- (3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を行うため(第11条1項4号、第11条の2)

2. 約款の変更内容

下線部 _____ 変更部分を示します。

変更後	変更前
第1条～第9条 省略 第10条(信託の終了事由) この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。 ①～③省略 ④第11条に定める解約(以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。) 第11条(反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除) (1) 当行は、次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。 ① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 委託者、受益者、委託者又は受益者の	第1条～第9条 省略 第10条(信託の終了事由) この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。 ①～③省略 ④第11条に定める解約(以下、「反社会的勢力の排除に伴う信託の終了」とします。) 第11条(反社会的勢力の排除) (1) 当行は、次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。 ① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 委託者、受益者、委託者又は受益者の

変更後	変更前
<p>代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ、） <u>信託監督人その他信託契約の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当すること、または共生者に該当すると認められる場合。共生者とは以下のイからホを指す。</u></p> <p><u>イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、信託監督人その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>イ. 暴力的な要求行為</p> <p>ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ. 風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>ホ. その他前各号に準ずる行為</p> <p>④ この信託が、マネー・ローンダリング、</p>	<p>代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ、） <u>信託監督人その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合</u></p> <p><u>イ. 暴力団</u></p> <p><u>ロ. 暴力団員</u></p> <p><u>ハ. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>ニ. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等</u></p> <p><u>ヘ. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、信託監督人その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>イ. 暴力的な要求行為</p> <p>ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ. 風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>ホ. その他前各号に準ずる行為</p>

変更後	変更前
<p><u>テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>第 11 条の 2 (マネー・ローンダリング等に係る取引の制限) <新設></p> <p>(1) <u>当行は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、委託者または受益者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、委託者または受益者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、追加委託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(2) <u>1 年以上残高のない口座は、追加委託を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している委託者または受益者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、追加委託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) <u>第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加委託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限す</u></p>	<p>第 11 条の 2 (マネー・ローンダリング等に係る取引の制限) <新設></p>

変更後	変更前
<p><u>ることがあります。</u></p> <p><u>(5) 前 4 項に定めるいずれの取引等の制限</u> <u>についても、委託者または受益者からの</u> <u>説明等にもとづき、マネー・ローンダリ</u> <u>ング、テロ資金供与、または経済制裁関</u> <u>係法令等への抵触のおそれが合理的に</u> <u>解消されたと当行が認める場合、当行は</u> <u>前 4 項にもとづく取引等の制限を解除</u> <u>します。</u></p> <p>第 12 条 (1) ~ (3) 省略 (4) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終 了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、 信託契約日以降 1 度も計算期日を迎えて いない場合には信託契約日。以下本項にお いて同じ）から解約日の前日までの日数、 前回計算期日の翌日または追加信託日に 当行が示した予定配当率および前回計算 期日の翌日から解約日の前日までの信託 金の元本の残高に基づき当行所定の方法 により計算した収益金と信託金の元本の 合計額から、前項に定める解約手数料と同 額の解約調整金（ただし、信託契約日から 解約日の前日までに生じた税引後の収益 金の額を限度とします）を差し引いた後の 残額を、解約日に、受益者が指定した方法 により合同運用財産の中から金銭で支払 いします。</p> <p>(5) ~ (10) 省略</p> <p>第 13 条～第 22 条 省略</p> <p>第 23 条（成年後見人等の届け出） (1) 家庭裁判所の審判により、<u>委託者に補</u> <u>助・保佐・後見が開始された場合には、</u> <u>直ちに成年後見人等の氏名その他必要</u> <u>な事項を書面によってお届けください。</u> <u>委託者の成年後見人等について、家庭裁</u> <u>判所の審判により、補助・保佐・後見が</u> <u>開始された場合も同様に届出るものと</u> <u>します。</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、<u>委託者に任</u></p>	<p>第 12 条（信託財産の交付） (1) ~ (3) 省略 (4) 反社会的勢力の排除に伴う信託の終 了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、 信託契約日以降 1 度も計算期日を迎えてい ない場合には信託契約日。以下本項にお いて同じ）から解約日の前日までの日数、 前回計算期日の翌日または追加信託日に 当行が示した予定配当率および前回計算 期日の翌日から解約日の前日までの信託 金の元本の残高に基づき当行所定の方法 により計算した収益金と信託金の元本の合 計額から、前項に定める解約手数料と同額 の解約調整金（ただし、信託契約日から解 約日の前日までに生じた税引後の収益金 の額を限度とします）を差し引いた後の残 額を、解約日に、受益者が指定した方法 により合同運用財産の中から金銭で支払い します。</p> <p>(5) ~ (10) 省略</p> <p>第 13 条～第 22 条 省略</p> <p>第 23 条（成年後見人等の届け出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・ 後見が開始された場合には、直ちに成年 後見人等の氏名その他必要な事項を書 面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監 督人の選任がされた場合には、直ちに任 意後見人の氏名その他必要な事項を書 面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を</p>

変更後	変更前
<p>意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに委託者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第24条～第26条 省略</p>	<p>受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第24条～第26条 省略</p>

3. 変更の適用予定日

2020年4月28日(火)

4. 諸手続について

上記の約款変更についてご異議のある委託者または受益者は、2020年3月27日(金)から2020年4月27日(月)までに、弊行総合企画部までお申し出ください。その場合、ご異議の申立てをなされた受益者様は、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この手続きは、通常の解約に準じた取扱いとし、所定の事務手続きによるものとします。

以上